

日坂小学校跡地利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 日坂小学校跡地利活用方針（以下「利活用方針」という。）の検討にあたり、日坂小学校跡地利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所管事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 日坂小学校跡地の利活用方針の検討に関すること
- (2) 前号のほか、同利活用方針の検討に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) その他、事務局が必要と認める者

3 委員の任期は、委員の委嘱の日から利活用方針が策定される日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する者を充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員の過半数の出席があれば、会議を開くことができる。
- 3 委員会の議事、進行は、事務局が行う。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 委員会の会議は公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、人事・総務部資産経営課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。